

第17回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：平成26年5月30日（金）

15時～

場 所：サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド

第17回岩手県文化芸術振興審議会会議録

1 日時

平成26年5月30日（金） 15時から

2 場所

サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド

3 出席者

(1) 委員

佐々木民夫会長、池田克典副会長、上田吹黄委員、木村敦子委員、見年代瞳委員、齋藤桃子委員、坂田裕一委員、滝沢昭子委員、新田満委員、藤沢清美委員、山本昭彦委員、山本玲子委員

(2) 県

達増知事、風早環境生活部長、鈴木若者女性協働推進室長、千葉NPO・文化国際課長、吉田文化振興担当課長

高橋教育長、松下生涯学習文化課総括課長、佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、高橋生涯学習文化課文化担当課長

4 議事

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 岩手県文化芸術振興指針の改訂について諮問
- (3) 岩手県文化芸術振興指針の目標設定期間（平成21～25年度）における県施策の実施効果の評価について（最終報告）
- (4) 岩手県文化芸術振興指針の改訂について
- (5) 岩手県文化芸術創造アドバイザーの設置について

5 会議の概要

1 開会

○千葉NPO・文化国際課長 ただいまから第17回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室のNPO・文化国際課長でございます千葉と申します。よろしくお願いたします。会長選出までの間、進行を務めさせていただきます。なお、この4月に県の組織改編がございまして、若者女性施策や民間との協働事業を推進するため、昨年度まで事務局を務めてございましたNPO・文化国際課が青少年男女共同参画課と一緒にございまして、名称が若者女性協働推進室ということになってございます。ここで事務局を担当することとなりましたので、ご報告をいたします。

それから、本日まで出席をいただいている委員総数16名のうち12名にご出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定によりまして、会議が成立してございますことを報告いたします。なお、工藤委員、佐藤委員、柴田委員、渡辺委員の4名の方はご都合によりご欠席の旨、ご連絡をいただいておりますので、あわせてご報告をいたします。

2 知事あいさつ

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、開会に当たりまして、達増知事からご挨拶申し上げます。

○達増知事 皆さん、こんにちは。第17回岩手県文化芸術振興審議会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この審議会では、このたび委員の改選がありましたが、本日委員の皆様には大変ご多忙のところ、この審議会の委員の就任を快くお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。本日もお忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

岩手県では、東日本大震災津波の発災からの3年間、復旧から基盤復興を着実に実施してまいりました。本年度から平成28年度までの3年間は本格復興期間と位置づけまして、被災者一人一人が安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す本格復興に全力で取り組んでまいります。

その一翼を担いますのが文化芸術の振興であります。岩手県には自然や歴史、風土に育まれ、先人の方々が培ってきた多くの豊かな文化芸術がございまして。それは地域に誇りと、県民に希望を与えています。

文化や芸術は、人と人とを結び、心の絆を結び、また心を癒す大きな力を持っています。本県の復興、発展にも必要不可欠なものであります。

岩手県では、文化芸術振興のために平成20年12月、岩手県文化芸術振興指針を策定しました。彩る、楽しむ、育む、つなぐという4つの基本的方向のもとで種々の施策に取り組んでおります。

指針は、目標設定期間を5年としていますが、この間岩手県におきましては震災や平泉の世界文化遺産登録など文化芸術を取り巻く状況にさまざまな変化がございました。今年度、当審議会におきましてはこうした状況の変化や5年間の県の施策の方向の評価を踏まえ、指針の改定についてご審議をいただきたく思います。

終わりに、当審議会における審議が本県文化芸術の一層の振興に向けた大きな一歩となりますよう祈念いたしまして、ご挨拶いたします。平成26年5月30日、岩手県知事達増拓也。よろしくお願いたします。

3 委員紹介

○千葉NPO・文化国際課長 続きまして、任期満了による委員改選後の最初の審議会でございますので、お手元の名簿順、五十音順でございますが、委員の皆様をご紹介しますいただきます。

公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長、池田克典様でございます。

一級建築士ちろば設計、上田吹黄様でございます。

「てくり」編集人、アートディレクター、木村敦子様でございます。

本日はご欠席でございますけれども、公益社団法人全国高等学校文化連盟会長、岩手県立盛岡第四高等学校校長、工藤良裕様でございます。

特定非営利活動法人やませデザイン会議理事、見年代瞳様でございます。

続きまして、岩手町立石神の丘美術館学芸員、齋藤桃子様でございます。

特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター理事長、坂田裕一様でございます。

岩手県立大学高等教育推進センター長、県立大学特任教授、佐々木民夫様でございます。

本日ご欠席でございますが、岩手県文化財保護審議会委員、岩手大学教育学部教授、佐藤由紀男様でございます。

それから、ご欠席でございますけれども、一般社団法人岩手県芸術文化協会会長、柴田

和子様でございます。

続きまして、一般社団法人岩手県ピアノ音楽協会会長、滝沢昭子様でございます。

特定非営利活動法人芸術工房理事長、新田満様でございます。

岩手県民謡協会会長、岩手県民俗芸能団体協議会副会長、藤沢清美様でございます。

岩手大学人文社会科学部教授、岩手大学宮澤賢治センター代表、山本昭彦様でございます。

岩手県文化財保護審議会委員、啄木ソムリエ・前財団法人石川啄木記念館学芸員、山本玲子様でございます。

最後に、ご欠席でございますけれども、慶應義塾大学環境情報学部教授、渡辺靖様でございます。

続きまして、県側の出席者をご紹介します。

先ほどご挨拶申し上げました岩手県知事、達増拓也でございます。

環境生活部長、風早正毅でございます。

環境生活部若者女性協働推進室長、鈴木浩之でございます。

岩手県教育長、高橋嘉行でございます。

教育委員会事務局生涯学習文化課総括課長、松下洋介でございます。

4 会長及び副会長の選出

○千葉NPO・文化国際課長 次に、4、会長及び副会長の選出に入らせていただきます。条例第23条第1項の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選によることとなっております。互選の方法などにつきまして何かご意見はございますでしょうか。

坂田委員、お願いします。

○坂田裕一委員 事務局案をお示ししていただきたいと思います。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。ただいま坂田委員からお話がありましたように、事務局案をお示するというところでよろしいでしょうか。

「はい」の声

○千葉NPO・文化国際課長 事務局といたしましては、会長に岩手県立大学高等教育センター長の佐々木委員を、そして副会長には公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長の池田委員をお願いしたいと考えてございます。いかがでございましょうか。

「異議なし」の声

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。それでは、ご異議ないということでございますので、会長には佐々木委員、副会長には池田委員にお願いしたいと存じます。ここで会長及び副会長に選任されました佐々木委員、池田委員から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木民夫委員 県立大学の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。今達増知事からも全般的な話がありましたけれども、ちょっと近ごろ考えていることだけ。

震災からの復興の中で、民俗芸能などを初めとする豊かな文化、芸術とともに暮らしてきた岩手の人々、さらには岩手の文化芸術の価値が改めて現在見直されているのではないだろうか。それについても県内はもとより県外、さらには国外からも岩手の文化、芸術に寄せられるさまざまな発言が出されていると認識しております。

古来から伝承されてきた岩手の文化芸術を進展するグローバル化の中でいかように伝え、発信していくのかという課題だったり、あるいは普遍性を持ちながらも岩手独自の、岩手ならではの新たな文化芸術の創出をどのように推し進めていくのかなど多くの課題があるかと思えます。私は非力でございますけれども、皆さんとご一緒に岩手県の希望郷いわての文化、芸術の振興について考えていきたいと願っております。どうかよろしくご協力のほどお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。

続きまして、池田様お願いいたします。

○池田克典委員 池田でございます。本年度のこの審議会の議論の中心になると思われまます指針でございますが、指針の内容と申しますのは当事業団の運営方針あるいは事業内容に密接に関連してまいります。そういう意味でも会長を補佐しつつ、務めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。

佐々木会長には議長席にお移りいただきますようお願いいたします。

5 岩手県文化芸術振興指針の改訂について諮問

○千葉NPO・文化国際課長 次に、知事から審議会に諮問を行います。

○達増知事 岩手県文化芸術振興審議会会長様。岩手県知事、達増拓也。岩手県文化芸術

振興指針の改訂について（諮問）。

本県においては、文化芸術振興施策の総言的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、平成20年3月に岩手県文化芸術振興基本条例を制定し、同条例第5条の規定に基づき、同年12月に岩手県文化芸術振興指針を策定しました。

同指針に定める5年間の目標設定期間の終了後において、目標の達成度合いを検証し、また社会経済情勢を踏まえたうえで、今後における文化芸術の振興に関する総合的、長期的な目標及び施策の方向等を定めることとなっておりますので、同条例第3項の規定により、同指針改訂について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 よろしく願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 恐縮でございますが、知事は所用のため、ここで退席をさせていただきます。

6 議 事

- (1) 岩手県文化芸術振興指針の目標設定期間（平成21年度～平成25年度）
における県施策の実施効果の評価について（最終報告）
- (2) 岩手県文化芸術振興指針の改訂について

○千葉NPO・文化国際課長 続きまして、議事に入りますが、条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長となることとされてございますので、以後の進行は佐々木会長をお願いいたします。

○佐々木民夫会長 それでは、ただいまから会議の次第によりまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日は、めどでございますが、4時半の終了をめどとして進めていきたいと思っておりますので、議事の進行には委員の皆様方よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、6、議事の（1）、岩手県文化芸術振興指針の目標設定期間（平成21年度～平成25年度）における県施策の実施効果の評価について（最終報告）となりますけれども、これにつきまして事務局よりまず説明をお願いいたします。

どうぞ。

○鈴木若者女性協働推進室長 県環境生活部若者女性共同推進室の鈴木浩之でございます。

それでは、資料1の岩手県文化芸術振興指針の目標設定期間（平成21年度～平成25年度）における県施策の実施効果の評価結果についてお願いいたします。前回2月に開催した当審議会におきまして、中間報告としてお諮りをしておりますが、今回から新会員にご就任いただいた皆様もいらっしゃいますので、改めて全体につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。1、「主な施策方向」の評価についてでございますが、本県の文化芸術振興の目標施策方向を定めるものとして、平成20年12月に策定された岩手県文化芸術振興指針、皆様のお手元に配付をさせていただいておりますが、この指針におきましては策定から5年後の平成25年度終了時の目標である「豊かさを感じ伝える國“いわて”の実現のため、資料1ページの上部にも記載のとおり、4つの主な施策方向、すなわち（1）日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信（彩る）、（2）文化芸術と県民との交流支援体制の整備（楽しむ）、（3）豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援（育む）、（4）文化芸術の担い手を支援するネットワークの形成（つなぐ）が定められており、それぞれの主な施策方向において設定されている評価項目を各年度において評価し、平成25年度終了後、5年間の評価をすることとなっております。

次に、2、評価結果による主な取組成果と課題についてでございますが、この資料の3ページ以降に県施策の実施結果の評価結果について記載しておりますが、ここではその中の主な取り組み成果と課題をまとめたものであり、これらを今年度実施いたします岩手県文化芸術振興指針の改訂に反映させていく予定でございます。

詳細につきまして、3ページからご説明を申し上げます。先ほども申し上げましたが、今回最終報告としておりますのは前回2月に開催されました当審議会におきまして中間報告としてお諮りしておりましたものについて、これまでの議論を踏まえるとともに取り組み実績の確定等により、再度整理をさせていただいたものを最終報告としてお諮りしているものでございます。

全体といたしましては、各分野とも概ね順調、順調となっておりますが、震災の影響による文化芸術資源の記録保存が一時中断されてあることとありますとか、文化芸術の担い手を支援するネットワークの形成が十分に進んでいないなどの課題があるところでございます。

4ページをお願いいたします。各施策の評価につきましてご説明を申し上げます。まず、4ページから6ページまでが1、日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信について

でございますが、これらの評価につきましては概ね順調とさせていただいております。この施策におけるプラス評価要因といたしましては、主にホームページ「いわての文化情報大事典」の充実化を図り、本県文化芸術の情報発信を行ってきたことと、民俗芸能DVDを作成いたしまして、各市町村立図書館へ配布するなどインターネット環境にない住民の方でも比較的容易に鑑賞が可能となるよう情報提供を図ってきたことがございます。

一方、マイナス評価要因といたしましては、震災の影響によりまして民俗芸能DVD作成につきましては23年度以降中断していること、ホームページ「いわての文化情報大事典」のアクセス数が21年度の40万4,000件から25年度の33万7,000件とやや減少傾向にあることなどがあると考えてございます。

次に、7ページをお願いいたします。7ページから9ページまでが2、文化芸術と県民との交流支援体制の整備についてでございますが、これらの評価は順調とさせていただいております。これらの施策におけるプラス要因といたしましては、平成25年度末までに全広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置したこと、また県全体では公共ホールにおける催事数が平成22年度の912件から平成24年度の947件と増加傾向にあることや、震災の関係によりさまざまな芸術家の方々が県内で復興支援講演等を行っていただいておりますので、それらに伴い文化芸術の鑑賞者数も増加傾向にあることを掲げてございます。

一方、マイナス要因といたしましては、震災によって施設の閉館や休止が生じていること、各市町村、文化芸術協会の所属会員数や団体数が伸び悩みを見せていることを掲げているものでございます。

10ページから12ページにございます3、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援の部分についてお願いいたします。この部分につきましては、教育委員会の担当部分でございますので、後ほど松下生涯学習文化課総括課長からご説明を申し上げます。

続いて、13ページをお願いいたします。13ページから15ページまでが4、文化芸術の担い手を支援するネットワークの形成についてでございますが、おおむね順調とさせていただいております。この施策におけるプラス評価要因といたしましては、学術、文化、芸術等の振興を図る活動を行う県内NPO法人数が平成19年度末の145団体から平成25年度末の232団体と約1.6倍の増加となっていること、震災復興に関して文化芸術活動への助成などのメセナ活動が継続的に実施されていること、県内企業、事業所において従業者が行う文化芸術活動への支援を行う企業、事業者の割合が平成22年度におきましては633事業所中15.2%であったものが、平成24年度においては658事業所中16.7%と増加傾向にあることを

掲げております。中間報告におきまして、この部分の評価につきましてはややおくれとしてございますが、実数確定等により再度精査したところ、他の施策と同様、評価項目におけるプラス評価要因が多いこと等により概ね順調とさせていただきました。

一方、マイナス評価要因といたしましては、文化芸術活動支援ネットワークが盛岡、県南広域振興圏では形成されているものの、県北沿岸広域振興圏では未整備であること、また文化芸術振興に関する行政機関相互の連絡調整体制が未整備であることが掲げられてございます。

以上が知事部局が所管する3つの主な施策方向の5年間の評価でございます。

続きまして、3、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援の部分につきまして、教育委員会から説明を申し上げます。

○松下生涯学習文化課総括課長 県教育委員会事務局生涯学習文化課の松下でございます。私からは、10ページから12ページにございます3、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援（育む）についてご説明いたします。

10ページをごらんください。3、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援でございますが、概ね順調とさせていただきます。この施策におけるプラス評価の要因といたしましては、本指針の策定にあわせて文化振興基金の既存事業の助成要件の緩和などの制度改正、また新規特別事業枠を創設したことによりまして指針の策定前に比べまして、助成件数や金額が増加していること、また音楽、舞踊、合唱、箏曲などさまざまな分野において県内外で若手芸術家の方や高校生が活躍していること、また民俗芸能団体のネットワークとして岩手県民俗芸能団体協議会を設立しまして、その加盟団体が増加していることが挙げられます。

一方で、マイナス評価の要因といたしましては、文化振興基金の個々の事業について助成実績の少ないものがございまして、基金事業の情報が支援を必要とする方々に必ずしも行き渡っていないことということが考えられます。

以上、教育委員会が担当する施策についての評価でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、委員の皆様の方からご質問等、ご発言ありましたらお願いいたします。

先ほど知事からもお話ありましたが、21年度から指針に従っての5年間というところで

その期間が終了するので、5カ年の県の施策というものをどういう形で捉えるのかということの評価でございまして、今冒頭ありましたように概ね順調ということで、震災ということもあったわけですが、さまざまな形で当初指針と考えていたものについて順調に推移しているということについて、今ご説明がございました。4つの分野についていろんな形でプラス評価とマイナス評価についても説明した上で今のようなご説明でしたが、何かございますでしょうか。

ちょっと私からですが、今の中で、プラス評価の中でも民俗芸能団体のネットワークとして、岩手県民俗芸能団体協議会を設立したということが今説明ございました。本委員会の委員にはその副会長をしています藤沢さんがおられますけれども、この民俗芸能団体協議会設立以降について若干どんな形なのかご報告いただければと思います。よろしくお願いたします。

○藤沢清美委員 たしか平成20年の9月に設立をいたしました、大変私は必要だと思っておったことが実現して、これは岩手県の文化芸術振興指針のおかげでこれからよくなるという強い喜びを感じました。実際に今まで進めてきましたが、1,000近くある民俗芸能のうち構成団体が379、まだPR等我々の努力が足りないと思っております。

それから、お金がないので、いろんな補助金を活用して岩手県の民俗芸能公演、青少年の民俗芸能公演をやっておりますが、本来はもう少し持続可能な公演ができるしっかりした予算の裏づけがあればいいのかなと思っております。それから、構成団体は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、おおむね国指定、県指定の主なところが入っていただいておりますので、全体的な動きとか、意見交換ができるという点では非常にいい。あとはもう少ししっかりした組織体制を少なくとも1,000あるうちの50%を超えないとまずいなというふうに考えております。

今事務局は文化財愛護協会に委ねておりますけれども、本来は成熟してくれば我々の中からもみずから事務局まで担当するのが理想かと思うのですが、連合体はなかなか難しい面がありまして、この点は市町村が非常にうまくいっていると思います。盛岡市の場合は歴史文化課長が事務局長で、その下に専任の担当者が1人いるのです。大変助かっております。これは、盛岡市だけではなくてほかも同じではないかと思うので、市町村は非常にいい形態で進んでおると思っております。岩手県もそうであればいいのですが、なかなか県も大変だろうと思います。事務局をどこに置くかというのが問題であるということがございます。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

事務局のほうから何かございますか。

では、お願いいたします。

○鈴木若者女性協働推進室長 貴重なご意見どうもありがとうございます。まさにそれぞれの団体の内部での今までにないつながりをつくっていくであるとか、団体の垣根を越えたつながり、あと地域間におけるつながりをつくっていく中でそれぞれの団体の活動、文化芸術の活動をより深めていくというのが非常に大切だというふうに思っております。また、県の施策の推進に当たりましては県だけではというよりも、まさに今お話ございました市町村さんであるとか、それぞれの文化芸術の団体さん、地域の団体さんとさまざま交流、連携を図りながらより効果的な施策を進めていくというようなことが非常に大切かと思っております。ただいまいただいたご意見等も踏まえまして、今後の指針なり、施策運営に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。説明については、おおむね皆さんご了解いただいていると思いますし、ここで一々細かいことをやるわけではないですけれども、次のこれからの指針策定にもかかわるかと思しますので、ちょっと私のほうから事務局のほうに確認させていただきますが、項目別評価、大体AとかBということがあったのですけれども、2つが事務局としても取り組みの強化が必要だということで要因はいろいろありますけれども、出ているので、それについて簡単に説明していただければと思います。

1つは、14ページにありますでしょうか、後ろのほうからでございますけれども、行政機関相互の連絡調整体制が強化されているかというところでずっと施策を進めてこられたのですが、盛岡広域圏のほうはうまくいっているが、他の地域においては連携体制が構築されていないということ。これ当初からというか、前の期のときにもいろいろ課題として取り上げていただいたのですけれども、今後の方針等々、施策をやるときに考えていくのだと思いますけれども、何かこら辺についてどういうことがあったとか何かありましたら簡単に触れていただければと思いますが、何かございますでしょうか。

○吉田若者女性協働推進室主査 事務局職員の若者女性協働推進室、吉田知教と申します。よろしく申し上げます。

以前よりこのネットワークというか、その協力体制ですね、文化芸術に対する協力体制というものが確かにつくろう、つくろうという動きは県内ではあったようなのですが、実

際にそれが形になっているというのがこの盛岡広域文化芸術ネットワークのみとなっている状況というのがこの5年間の成果というか、結果でございます。これというのは、各地県内地域におきまして、今後こういったネットワークをつくっていくというのは非常に文化芸術を振興する上で重要なこととなりますし、あとは指針でも「つなぐ」という部分で目標として掲げておりますので、次の指針の改訂におきましてもこのネットワークをつくって、そして力をつけていくということを進めていきたいと、そういった施策を考えていきたいと考えております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。むしろそれにつきましては、この後の議論あるいは今後の議論の中で委員の皆様からのさまざまなご意見を伺いながら進めていくことかと思えます。

では、もう一点、6ページのところにありますホームページのアクセスは、カウンターの仕方も変わったのですけれども、震災ということもあったかと思えますけれども、県の文化情報発信のホームページのアクセス数が伸びているかが、ちょっと残念ながらほかに比べてCということですが、これについても簡単な形でいいですからお答えというか、ご説明いただければと思います。

○吉田若者女性協働推進室主査 岩手県の文化芸術情報の発信につきましては、この「いわての文化大事典」を完備しまして、平成20年の目標開始のときより発信に努めてまいりました。ただ、ちまたで言われておりますとおり、今ホームページを立てて、それを皆さんがすぐ見るかといったら時代的にそういう形でもなくなってきている。例えばSNS、ツイッター、フェイスブック、そういったものに県民の方、あるいはこれは世界中の傾向ではございますが、そういったSNSなどの情報発信力のほうが非常に増しているという現実があるかと思えます。ですので、平成10年代にホームページによくついておりました掲示板とか、あるいは紹介コーナーといったものがどんどん廃れて、使用がその減少傾向にあるかということが考えられると思います。この次の議題に関係してくるお話だと思うのですが、やはりこういった情報発信の仕方というものも、ただホームページというものだけではなくて、違った形の手法というものも考えていくべきなのではないかと。それは単に国内だけではなくて、これは世界全体に波及していくものなので、そういった手法を考えていくようにできたらなと思っております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

今話がありました次の課題になるでしょうし、委員の皆様からもいろんなご意見を賜れ

ばと思っておりますけれども、私のほうから少し事務局の方にはおおむね順調な中でもみずからCという言葉について2つがありましたので、それについての説明というか、承ったということでございます。

もとに戻りまして、先ほどの説明につきまして、5年間の経過等も含めてのご説明に対してご質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

藤沢委員、どうぞ。

○**藤沢清美委員** 実はい最近ホームページ「いわての文化情報大事典」というのを見たのですが、専門家が見てもなるほどと思うようなものを載せてほしい。きちっと精査してほしいものです。そうなれば、いつも私のところにこれこれの民謡について説明をお願いしたいという全国からきますが、そのときに一言でホームページ見てくださいと言えれば済む話なのです。

間もなく県の民謡協会では新岩手の民謡という本を刊行いたします。知事さんからもいろいろ序文をいただいたり、それから74曲が入っているCDつきでございまして、これを県の民謡協会独自でホームページをつくらうかとも思っておりますが、ひとつ連携をとりながらデータの正しいものを掲載してほしいと思います。

以上でございます。

○**佐々木民夫会長** では、事務局のほうから。

○**鈴木若者女性協働推進室長** ご指摘はごもっともでございます。大変ありがとうございます。人的な体制等の問題もございまして、データがなかなか更新されていないとか、現状に合っていないというような課題ということでございます。これにつきましてはいずれ情報発信は非常に大切だということで、これまでの取り組みの課題の一つというふうに考えてございますので、皆様方からもいろいろご指導いただきながら内容の更新を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**佐々木民夫会長** ありがとうございます。今お話のように参考のところにもあったかと思っておりますけれども、前期のときにも似たような意見が出まして、ただこれは今事務局から話があったように担当者のマンパワーであるとか、更新をどうしていくのか、そのデータベース的なものはどうするかというところで、どこでも苦勞しているようですので、これらも今後検討の中でどうやっていったらいいのか。これは県だけでいきませんから、情報のもとになるものはさまざまな団体であったり、いろいろな協議会等とどうそれをピックアップしていくのか、上げていくのかという全県的な課題が出てくるかと思っております。

で、それにつきましてはこの後の今後の方針等々でまた出るかと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

「なし」の声

○佐々木民夫会長 それでは、次の課題に、これからのことにも踏み込んだような話をさ
せていただきましたが、議題を次に移りたいと思っております。

6の議事（2）の岩手県文化芸術振興指針の改訂についてに入ります。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○鈴木若者女性協働推進室長 それでは、資料2の岩手県文化芸術振興指針の改訂につい
てお願いいたします。

1ページをごらんください。資料2でございます。先ほどの県施策の実施効果の評価結
果のところでもご説明いたしました。本県における文化芸術振興施策の目標、施策方向
を定めるものとして平成20年12月に策定されましたのが岩手県文化芸術振興指針でござい
まして、この指針におきましては平成21年度から平成25年度における5年間を目標設定期
間としていることから、今般これまでの取り組みを検証し、さらに社会経済情勢の変化等
を踏まえた上で指針の改訂を行うものでございます。

このことから今年度市町村、文化芸術団体との意見交換会、パブリックコメントなどを
通じまして広く県民の意見を反映した形で当審議会におきまして改訂作業をお願いしたい
と考えてございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。こちらでは、指針の概要をまとめてござい
ます。指針は、資料の左側に記載しておりますように、岩手県文化芸術振興基本条例に定
める基本理念と基本的な方策をベースとして、その右側に記載しております1、芸術・芸
能分野から4、景観までに4つの分野における主な現状と課題、目指すべき目標、そして
5年間で達成すべき目標と対策を設定し、この4つの分野において抽出した5年で達成す
べき目標を整理統合し、「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」をキーワードとし
た4つの施策方向を定めてございます。そして、平成21年度から25年度の5年間、各年度
においてこの4つの施策方向に設定されている評価項目を評価し、5年後、すなわち現在
におきまして目標の達成度合いを検証、社会経済情勢を踏まえた次の目標設定を行うもの
でございます。まさに先ほどご説明いたしました県施策の実施結果の評価結果がこの検証
作業に当たるところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。今回指針の改訂を行う上での基本的な考え方を3点記載してございます。1つは、①の指針の取組成果と課題を踏まえた改訂でございますが、先ほど資料1の1ページから2ページに示しましたとおり、この5年間の県施策の実施効果の評価結果から抽出した主な取り組み成果を生かしつつ、課題解決のための方策を十分踏まえて検討してまいります。

次に、②の指針策定後に生じた社会経済情勢等の変化や県の施策等の反映についてでございますが、特に大きな動きといたしましては東日本大震災津波の影響、平泉の世界文化遺産登録の影響、NHKドラマ「あまちゃん」の放送とその情報発信力を掲げており、これらを踏まえて検討してまいります。

また、③の県文化芸術振興審議会と県民意見の反映にございますとおり、当審議会でのご意見でありますとか、市町村、文化芸術団体との意見交換会、パブリックコメント等のご意見を踏まえながら、より実効性のある形で指針改訂を行ってまいります。

4ページをお願いいたします。以上を申し上げましたこれらの考え方をもとに指針改訂における見直しの観点を今後の検討に当たっての案としてお示ししたものでございます。

まず、先ほどご説明した県政策の実施効果の評価結果から抽出した5年間の①、取組成果、②、課題と別添の参考指標としてお配りしておりますこれまでの審議会において委員の皆様から出されたご意見を③、委員意見として指針に定められております「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」の4つの施策方向ごとに分類し、整理したものでございます。そして、④の社会経済情勢等の変化や県の施策等につきましても、前の3ページにお示ししてあります3つの社会経済情勢等を4つの施策方向ごとに分類してございます。

これらを踏まえて、表の一番右側に今回の指針改訂における追加・修正の観点として整理してございます。まず、施策方向(1)の「彩る」におきましては、情報発信手段の拡充、海外に向けた本県文化芸術情報の発信力向上といった課題が抽出され、委員意見としては文化芸術情報発信方法、対象の検討といったものが出されていますことから、1、国際化を意識した国内外への情報発信力の強化と2、多様化する情報発信手段・手法への対応として、新たな情報伝達手段やプロモーション方法を検討するといった観点を加えてございます。

(2)の「楽しむ」におきましては、3、文化芸術コーディネーターの機能強化や②、課題に掲げられております(ウ)、震災による閉館施設の発生、(エ)、文化芸術活動への参加者・活動団体数の伸び悩みを解消するための4、活動の場、機会を多く提供するため

の支援強化、そして委員意見として掲げられておりますC、新しい文化芸術分野の支援や復興における若者、女性の活躍などを考慮し、5、新しい文化芸術の支援を掲げてございます。

次に、(3)、「育む」におきましては、特に委員意見としてD、県内、特に被災地における郷土文化芸術の振興、継承と支援の強化やE、幼少時より文化芸術に触れる機会の増加に向けた取り組みと人材育成が掲げられておりますこと等から、6の震災からの復興を通じた強度文化芸術の支援と7、子ども・若者の「感動する・活躍する」機会の提供を掲げております。

最後に、(4)、「つなぐ」におきましては、課題にもありますとおり、いまだ文化芸術活動支援ネットワークが未整備であること、また委員意見にもございますとおり、ネットワークの形成と形成後の活動評価が必要であるといったことから8、文化芸術活動支援ネットワークの再強化が必要であると考えてございます。

以上の8点を今回の指針改訂におけます追加修正の観点と考えており、これらの観点を反映した形で今後指針の各部分を改訂してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました。最後の追加修正の観点、そういうのを踏まえながら、今提示されたものを踏まえながら今後、先ほど知事から諮問されましたように指針をつくっていくということの方向性が出されました。今までの経過を踏まえた上での課題や委員意見、それから社会経済情勢等の変化等々、県の施策等も踏まえての一番最後の4ページ一番右側の追加・修正の観点という1から8という8つの観点を定めた上で、これから指針をつくっていくというようなご説明でございました。

これからは委員の皆様の方で、ただいまの説明、私たちに与えられたミッションでの一番重いものでございますので、ご質問を含め、ご意見等ありましたらばどうぞお出しただければと思っております。よろしく願いいたします。

はい、お願いいたします。

○齋藤桃子委員 お尋ねしたいことがあります。追加・修正の観点の5番、新しい文化芸術分野への支援の中に、例としてポップカルチャーという言葉があるのですが、これは具体的にポップカルチャーというのはどういった内容のものを指しているかお尋ねしたいです。

○佐々木民夫会長 では、お願いいたします。

○鈴木若者女性協働推進室長 例えば県内の状況でありますと、例えば盛岡で開催されているようなYOSAKOIさんさであるとか、いわゆる若者が最近取り組んで、好んでいるような新しい形態の文化活動をポップカルチャーということで考えているところがございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。ほかに質問も含めて遠慮なくどうぞ。

では、坂田委員お願いいたします。

○坂田裕一委員 幾つかあるのですが、何回かに分けてもよろしいでしょうか。

では、まず最初に3ページ目の基本的な考え方のところでちょっとご質問があるのですが、まず基本的に全体的な改訂の方針とか、指針策定後に生じた社会経済情勢の変化、県の施策の反映、県文化振興審議会の県民意見の反映という大きなところは、なるほどなというふうに思いましたが、②の社会経済情勢等の変化や県の施策等の反映の中の東日本大震災津波の影響、このところのCなのですが、震災復興においてNPO、各種団体等の若者、女性が活躍したというふうな表記がありますが、具体的に震災支援で若者、女性が活躍したという例は本当にたくさんあったと思います。でも、文化芸術の分野でどれだけ若者、女性だけが特筆されたのかなと思うと、決してそうではなくて、むしろ熟年の文化芸術活動者のほうがかなり頑張って支援してきたというふうな認識がありますので、この辺の解釈はどこから出てきたのかなというのをまずご質問をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つやっぱり東日本大震災の津波の影響の関係で、民俗芸能等とか、祭り文化の大切さというものがコミュニティーの絆にとっても大切であるということは広く全国的にも認識されて、それに応じて県の文化振興基金等が基金を取り崩してまで助成をしていたというのはかなり特筆されることではないかなというふうに思います。そういう中で、これは23年3月の影響ということを書いておりますが、その後どういうふうな、平成26年の3月31日には3年たった今どうなっているのか、どういうふうな状況になっているのかという捉え方をここに載せていかないとこの5年間の指針は出てこないのではないかなと。一部書いております、確かに民俗芸能の方々の高齢化と後継者の不足であるとか、逆にほかのジャンルの文化芸術の状況は一体どうなっているのか、その辺の捉え方をきちんとしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

それから、この3ページにおける最後のところですが、この文化芸術指針については、県

の条例に基づいてつくるわけですが、この県の条例自身が国の基本法、それから基本的方向でしたか、その辺の流れから生み出されてきているもので、現在国のほうの文化芸術の指針あるいは基本的方向がどのようになっているのかというのをもう一方で示していただかないといけないのではないかなというふうに思います。

以上、3点お願いします。

○佐々木民夫会長 では、3点、最初のは質問でしょうし、2つ目についてはご意見も含めてだと思えますし、3番目は極めて大事なことで、国とのかかわりで国の動向をどんな形で受けとめてやるのかという極めて大事で、事務局からそれぞれお答えいただきます。

○吉田若者女性協働推進室文化振興担当課長 まず、1番目ですが、そこにありますCの震災復興においてNPO、各種団体等の若者、女性が活躍というものにつきましては、芸術文化に関してというよりは、若者の活動としてそういった新しいボランティア、NPOの文化活動というか、活躍が顕著であったというところをここに挙げておりますので、こと文化芸術であるとか、芸能団体ですとか、そういった意味での若者、女性に特定したものではありませんでした。ちょっと表記についてはっきりしないところがございましたので、そこについては改めたいと思います。

あと3番目の国の動きについては、今後こちらでも情報収集しまして、こちらにご提示して審議いただく材料とさせていただきますと思います。

○佐々木民夫会長 2つ目のところについてはどうですか、そのご意見的な形で今坂田委員からありましたが、何か事務局からございますか。

○吉田若者女性協働推進室文化振興担当課長 3年たったの状況についてもこれから状況把握等、現状ではまだ不足の点がございますので、把握しながら今回の指針改訂に盛り込んでいければと思います。よろしいでしょうか。

○佐々木民夫会長 では、つけ加えてどうぞ。

○鈴木若者女性協働推進室長 1点目のNPO、各種団体の若者、女性の活躍のところを補足させていただきますが、委員仰せのとおり、年配の方々の活動も復旧・復興に向けては取り組まれていただいているというのはそのとおりでございます。ここであえて若者、女性と掲げましたのは、まさに文化活動も含めたNPOの活動の中で今までにない動きとして若者、女性の活躍が目立っているというようなことで記載させていただいたものでございまして、地元に住んでいらっしゃる方が復旧・復興に向けて一生懸命やっているというのは、まさにそのとおりでございまして、その辺も配慮した形でちょっと記述については

気をつけてまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。多分1点目のところは、13ページのところに事務局からも話がありましたようにもう少し大きくくりで、文化芸術の担い手を支援するネットワークというところにプラス評価要因で学術、文化、芸術、またスポーツの振興や活動を行い、NPO法人が増加傾向にあるというふうに、これは震災の影響というよりも今の時代状況を受けて、NPOはこの委員の中にもその代表の方々が随分多く出られていますけれども、そういうのが本県において目立ってきていて、年齢層云々というよりも、いわば単なる行政機関とは違った形のうねりが非常に大きくなったのだと、多分これは今後文化芸術の担い手としてさまざまな分野、年齢層でどうつないでいくかということの大きなポイントになろうかと思imasので、その点で今説明のあったとおりでではなかろうかと思imas。

それから、3点目ですが、私の言うのはあれですけれども、坂田委員ご承知のとおり、前期のときにも似た話がございます、例えば文化財保護というものと文化行政というものの一元化という話が話題になりました。国の施策で文科省のほうで、いわば文化行政というものと教育委員会を、各県にあります教育委員会で持っている文化財保護とか、さまざまなものをどう一元化するかという話があつて、それを本県でどうするかということもあつたと思imasので、今事務局の話にあつたように国の文化芸術へのさまざまな動向みたいなものをどンドン取り込んでいって、ただそれだけではなくて、岩手は岩手らしさとしてやるべきことあるかと思imasので、それはまた事務局からもご提案させていただきながら進めていくことかと思imasので、そんなことでよろしいですかね。

ほかにございませんでしょうか。

では、木村委員お願いします。

○木村敦子委員 この施策案の1番、「彩る」というところの、先ほども藤沢さんのほうからホームページの内容がちょっと精査が少ないかなというようなご意見がありましたけれども、今回の策定案、施策案にしても発信、発信ということを非常に強く海外にも発信しなければ、いろんな人に発信しなければというところで案が出ているのですが、それよりも何よりもまずデータベースをしっかりと集めるところはどうするのだろうと非常に疑問に思imas。民謡の数も全然違う、誰に聞いているのだと、まずデータベースをしっかりとしてからそれを発信するという順番ではないのかなと。間違つた情報ばかり流れて、ちょっと岩手県はいいかげんだぞということになつても、かえつてよくないような気もするの

ですが、その辺はどのような計画でいらっしゃるのかをお伺いしたいです。

○佐々木民夫会長 では、お願いいたします。

○鈴木若者女性協働推進室長 ありがとうございます。委員仰せのとおり、しっかり発信する上でも、しっかり現状を把握して正確な情報をお伝えするということが非常に大切だということで、これはこれまでも課題としてご指摘をいただいているところでございますので、これまでの取り組みで、なお不十分だったというふうに思っておりますので、いずれ改善をしていきたいと思っております。ただ、具体的な方法につきましては今後検討させていただきたいということでございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。多分一番難しいところかと思ひまして、震災ということもあって被災者のところだとそのデータベースに当たるような物や事柄とか、さまざまな名簿等々というの・・・・・・は流れてしまったりということがあって、今その修復、残っているものをいかに記憶と記録をどうするかというのが岩手県だけでなく行われていますけれども、そのためにもやはり県は県として、これ全体的にも言えますけれども、各種団体であったり、先ほど言ったように協議会だったり、いろんな形でネットワークと、まさにそのつなぎ方をどうするかというところかと思ひます。結構これは非常にやっかいな問題だと思いますけれども、一番大事なことかと思ひますので、また委員の方々のほうでアドバイスとかいろいろありましたらと思ひますけれども、よろしくお願いいたします。

木村さん、どうぞ。

○木村敦子委員 追加で。前回の評価は先ほどありましたけれども、その中でも1番のところにつきましては、最後の閲覧数だけが少なくなっていてCという評価なのですけれども、ほかのところはA、B、B、A、A、Aと、全て「いわて文化情報大事典」ができたからAというような内容。これは評価としてちょっと矛盾があるような気がして見ていました。今さら言ってもしょうがないのかなと思ひて、先程は何も言いませんでしたけれども、見てもらってこそそのホームページなので、見てもらっていないということはいいホームページではない、使いやすくない、だから閲覧数が減っているということなのではないかと思ひます。ということで、「評価」はどういった基準で決めていったのかというのが今まで出ていないのでわからないのですが、その辺はどんな感じで評価をされていったのでしょうか。

○佐々木民夫会長 では、それについてお答えください。

○鈴木若者女性協働推進室長 指針改訂後の取り組みにつきましては、差し上げた、設置したというようなこと等も踏まえて、それで高い評価を与えているという部分も、今の点もございます。ただ、それがまさに先ほどの評価の中でも、今の課題としてご指摘いただいた部分でも、ただ設けただけとか、設置しただけ、人を配置しただけで、実際には十分活用されていないと。今のホームページ等の情報につきましても十分見ていただいているということが大きな課題だと思っておりますので、文化の5年間という期間の中での評価ということですので、5年間でなかなか100%できないということも前提にしつつ、5年間という期間を設定した中での取り組みの評価ということでやっていただいた部分がございます。

そういうことで、これからの5年間の中ではその内容の充実、既に設置されているものについては内容の改善、充実というところに重きを置き、それを目標にしてそういう評価に変えていくということが必要ではないかというふうに考えているところでございまして、この辺につきましても委員の皆様方からご指摘をいただければと考えているところでございます。

○佐々木民夫会長 ということですので、また今後の課題ということ。

ほかに。

上田委員、お願いいたします。

○上田吹黄委員 初めてなので、よく把握していないところはあると思うのですが、いただいた資料の中で評価の項目と申しますか、評価の仕方が私はかなりぴんと来ないというか、4つの項目に「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」というふうに分けて、そしてその評価が概ねとか、順調というような形で評価を受けているのですけれども、この芸術文化振興ということの、振興指針の最初の扉の言葉、趣旨だと思いますが、読んでみましても芸術文化振興を通して、その地域の振興につなげていく、豊かにしていくということが最終の目標地点であるというふうに受けとめているのですが、そういったときにこの評価というのは全然ぴんと来ないのです。本当にこのやってきたことが地域の豊かさにつながったのかということの評価していく視点がなければ、本当に無味乾燥な感じで、非常に私は困惑しながらこの資料を読みました。

実は、この委員になった時点で、前に委員を、副会長をなさっておられた大矢氏が非常にかかわっておられたということがわかって、思い起こすのですが、大矢先生が東北文化芸術研究所というのを立ち上げたのですけれども、そのときの講演の中で、「土地の文化

を無視して真の復興はあり得ない」というふうにおっしゃった言葉がとても私は心に響いているというか、それは大矢先生から受けた宿題というか、取り組まなければいけない課題だなというふうに思っているのですけれども、やはり今この評価項目とか、各項目の中で追加・修正点という中でも8つの項目で語られていることはあるのですけれども、この中に一番大もとになっている条例ですか、指針のもとになっている条例の中には文化芸術の振興というのは芸術及び芸能の振興、それから伝統文化の振興、生活文化の振興というふうに並べてうたっているのですが、この中で世界に向けて情報発信するとかというふうに非常にグローバルな話みたいなのは載せられているのですけれども、本当に地道に生活文化、地元根差してきた生活文化に向ける視点というのが見えてきていません。やはり地域の豊かさにつなげるとすれば本当に地域の文化の中にある衣食住にかかわる生活文化が非常に基本になって、その中から価値を見出して行って、それがより豊かに活用されるようになって本当の経済的な豊かさにもつながっていくのではないのかなというふうに思うのですが、その辺評価の視点においても、観点においても非常に不足といたしますか、ぴんと来ないところを感じていますので、ちょっとその辺お聞きしたいなと思います。

○佐々木民夫会長 それでは、お願いいたします。

○鈴木若者女性協働推進室長 ありがとうございます。ただいまのご意見につきましても評価の基本的な考え方に関するご意見かと思えます。

繰り返しになる部分もございますけれども、今回の評価は先ほどの最終報告でも見ていただきましたとおり、各年度ごとにずっと評価をしてきていただいております。平成21年度から毎年、毎年評価をしていただいております。それで、指針を作成して初めて、これから条例に基づく理念、指針の中でも掲げられておりますが、そういう崇高な理念の中で5年間という期間を区切った中での評価というようなことでございますので、そういうことで立ち上げたものについては、例えばAと評価するとか、そういうふうなことで、例えば件数がふえたものについてはそれなりの評価をするというようなことを中心とした評価となってきてございます。

そういうふうなことで、実感とかなりかけ離れている部分もあるということでございますので、その辺については率直にこれからの施策の中でどういうふうに取り組んでいくのか、評価のあり方をどうしていくのかということ事務局としても改めてご意見を頂戴しながら検討させていただきたいと考えているところでございます。

○佐々木民夫会長 では、池田委員お願いいたします。

○池田克典委員 今の上田委員のお話は本当に重要なことだろうと思います。決して評価だけの話ではないので、私なりにそれを別な角度からお聞きしたいのですけれども、この4つの施策方向、これをフィックスなさるという前提で今お話がずっと来ていますよね。当然これに基づいてそれぞれ評価をして、そして今度も改定はするのだけれども、それぞれの施策方向、この4つの分野の中で今までの評価なり、意見を踏まえて改訂をする。しかし、今上田委員が言われたように条例の最終的な目標であるところの文化芸術とともに生きる真の意味の豊かな地域社会の形成という観点が入ることはこの4つの施策分野と確実に反映されているものにはなっていないのだろうと思うのです。私も前回のこの審議会の中で私なりに持続可能な社会の形成に文化の力がどれだけ役立つかという話をしていましたが、それは今回まとめていらっしゃるように前回の指針策定後の経済社会情勢の変化、最も大きいのは被災の状況、あるいは上のほうに掲げていらっしゃる平泉でありますとか、「あまちゃん」とか、こういうのがあるわけですね。これは施策方向でいいますならば情報発信という分野だけにとどまらず、もう芸術文化を岩手県としてどのように捉えて振興していくかという方向性に大きくかかわるまさに変化だろうというふうに思います。そういう意味からしますと、この4つの施策方向の中で、芸術分野本体にかかわるとするのは3つ目の豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援、ここだけで、あとは言うならば派生的な情報発信でありますとか、支援体制でありますとか、それからネットワークの形成、こういうものがいかにも重要なものであるということで施策方向の4つの分野を占めている。それよりも、やはり地域社会をどう形成するか、これだけの経験を踏まえて、あるいはこれだけの経済情勢、社会情勢の変化、岩手県にかかわるものこのように設置したものを捉えてどういうふうにやっていくか、もう少し本体を、芸術文化本体をどうするのかというところにウエートを置くべきではないかと。そういう意味からして、施策方向をこの4つの分野そのものを若干見直す必要があるのではないかとというのが私の考えですが、それについていかがでしょうか。

○佐々木民夫会長 いかがでしょう。

どうぞ、お願いいたします。

○鈴木若者女性協働推進室長 大変重いご意見を頂戴したというふうに思っております。地域社会の形成の中で、文化をどう位置づけていくのかというのは実はなかなか難しい今のお話もございましたけれども、地域社会の形成ということになれば文化も大きな要因でございますが、文化以外の要因もある中でこの指針の中でどう位置づけていくのかと

というのはなかなかちょっと難しい部分ございますので、それについてはちょっと検討させていただきたいと存じます。今のくくりの中で、さらに記述を厚くして整理できるのか、今ご指摘いただいたように柱を1本立てたほうが県民の皆様方にわかりやすいのかというようなこともございますので、それにつきましてはちょっと検討させていただきたいと思えますし、委員の皆様方からこの点についてご意見があれば頂戴したいというふうに存じます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

坂田委員。

○坂田裕一委員 今池田委員さんからもお話があったのですが、その中でのお話の中で1、2、3、4という中の「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」というわかりやすくしている言葉が逆に狭くしているのかなというところを感じるところがあります。特に3番の「育む」ということの中で、一体育むとはどういう意味なのだろうなというふうに感じるわけです。これを見ると触れる機会をふやすことが育むことという、非常に消極的な感じになっているのです。特に子ども、若者が感動する、活躍する機会の提供というところがあるのですが、本物の文化芸術に触れるということは本当にそのとおりなのですが、その次の展開、ではその人たちが経験をしてどんな音楽、美術、演劇、その他の文化活動に入っていくのか、入らせる努力はあるのか、それを育てる努力はあるのかというのが言及されていないのです。今最も必要なのは、先ほどの民俗芸能のように後継者、継承者の不足というのがあります。それは民俗芸能や民謡とか、そういう古典芸能だけではないのです。今岩手芸術祭でも映像部門が廃止あるいは休止というふうな状況の危険性がありました。その原因というのは、今まで映像祭を運営してきた人が高齢化になって、若者がそこに入ってこれないということなのです。私は新しい文化芸術分野の支援の中というのは、これはとっても大切なことでぜひやってほしいと思うのですが、ではそれが若者の文化が今までの、例えばデジタルコンテンツ、例えば映像の分野でいくと、今パソコンを使っているような映像をつくっている人がたくさんいるのです。でも、それが岩手芸術祭の映像部門には結びついていないのです。ここに僕は芸術文化団体も含め、文化振興基金も含め、県、市町村の施策も含め、どこか見落としているところがあるのではないかなというふうに思うのです。そのことをもっと強く打ち出すべきではないかなというふうに思います。

それから、もう一点なのですけれども、本当に今被災地では民俗芸能から別の分野もみ

ずからがやりたい、発信したいという人がふえています。ちょっと情報なのですが、きょう先ほどの会議がある前にコンテンポラリーダンスの方と言ってもわからない方もたくさんいらっしゃると思うのですが、クラシックバレエ、モダンダンス、その次に今はコンテンポラリーダンスというのが日本では一番若者たちに人気のある表現活動です。コンテンポラリーダンスの人たちがおいでになって、ちょっと懇談をしていったのですが、震災直後に5月のときに、5月2日だったかな、私たちがやっている岩手文化支援ネットワークの活動に来てダンスで何か支援できないかと来たのです。無理だと言ったのです。無理だと、震災のすぐの5月にダンスを踊られてどうなるのだというふうな話をしている議論して、大体踊りといったって岩手にはいっぱい民俗芸能があつて踊りをやる人がたくさんいるのだよという話をしたら、彼らは今までは「踊りに行こうぜ」というのが合い言葉だったのですが、「習いに行こうぜ」という活動に切りかえたのです。そして、岩手の民俗芸能の方々のところにコンテンポラリーダンスの指導者たちが毎月のように行って民俗芸能を教わって、一緒に踊る。その結果として、今彼らはヒューマンセレブレーションか、三陸国際芸術祭2014という企画、8月に国際的な民俗芸能のフェスティバルやりたいというふうに企画を持って今アサヒビールと提携して事を進めようとしているのです。私もこの情報を初めて聞きました。でも、県内の文化団体のところにはまだ全然ルートがないのです。そういったルートをどうやってつくっていくのかということ。

それから繰り返しになりますが、ポップカルチャー、いしがきミュージックフェスティバルも多分そうだと思います。ロックであるとか、先ほど申し上げたコンテンポラリーダンスであるとか、そういったものを古典的な芸術文化とどう結びつけて進めていくのか、それから震災後、岩手フィルという団体が生まれました。岩手で唯一のプロの弦楽関係者を中心とするオーケストラですが、彼らが盛岡ジュニアオーケストラ、それから奥州ジュニアオーケストラという2つのジュニアオーケストラを指導しているのです。特に盛岡のほうが中心なのですが、それは文部科学省の一部助成を得てやっているのですけれども、3年でなくなるのですよ、徐々に。では、それを今度は民間だけでやっていくのか、あるいは企業からそんなの勝手にやっているのだからやればいいのかという本当に子供たちを、先ほどに戻りますが、単なる見て感激するだけではなくて、次に向かう、そういったことを文化振興基金も含めて施策として支援していくという体制をとる必要があるのではないかなというふうに思っています。ですから、この辺の追加・修正の観点というのはもう一度見直していただいて、もっと深いところまで入って行って、単なるこうだから修正

するではなくて、繰り返しになりますが、震災後の今、3年たった今から岩手の文化をどこに持っていくのかということをちょっと一緒に考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 貴重なご意見ありがとうございました。

では、部長から。

○風早環境生活部長 大変貴重なご意見、坂田委員を初めありがとうございました。

今のご意見お聞きしてしまして、やはり我々も実際に文化に携わって、今ちょうど坂田委員からは子どもから若者という観点のお話をいただきましたが、我々も若い方々で、これは伝統芸能でも、それから新しいというか、文化の世界に何が新しい、古いというのは難しいのですが、さまざまな文化で活躍しようとされている方、頑張ろうとされている方々と交流していますと、委員おっしゃったように何を一番欲されているかということやはりネットワークとか、情報だとか、そういったものを非常に強くおっしゃって、これはもうおっしゃるとおりでございます。それを切実に我々も今感じているところでございます。

委員おっしゃったように、実はそういうところは条例にも高らかにうたっておりますし、現指針でもそういうネットワークだとか、つながり、県だけではできない、文化行政というものは県の行政どんな分野でもそうなのですが、冒頭課長からも申し上げたとおり、若者女性協働推進室、「協働」というのが入っていますけれども、文化の面が特に顕著だと思えますが、やはり民間で皆さん活躍されている方々と県が協働してやらなくてはいけない、そして民間の皆さん方のネットワークを県がつないでいく、前半にお話ありましたように、なかなか団体数なんかもホームページの数になっていないのではないかなというように厳しいご指摘もいただきましたが、これなんかも県だけではなかなか難しいのですよね。皆さん方のネットワークだとか、活躍されている方々からまさにきょう……、きょうだけでなくもいいのですけれども、いろんなご意見いただきながら、改訂していく、なかなか内丸にいる、11階にいる職員だけで全ての文化活動というのはできない、これは改めて感じさせられた皆様方のご意見だったと思いますので、そういうところを肝に銘じて、改めてネットワークだとか、協働、こういったところも踏まえてまたご意見をいただければと思っております。

ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 全員の方々にご意見を伺いたいのですが、予定の時間も来ていますので、また今部長からお話がありましたように、多分大事な観点だと思います。ちょうどき

ようはスタートですので、前にもありましたが、文化芸術というものの担い手というのと、振興ということは、県の施策としての文化芸術の振興の指針というものと、多分今の皆さんのご意見は前期の場合、指針として出ているけれども、むしろもう少し文化芸術そのものに少し踏み込んだ形で、あるいは県民の満足度という言葉は変ですけども、県民は豊かな文化芸術を享受しながら生きていくということを評価というよりも、そういうのを、もう少しビビッドな形で、浮き立たせるような形での指針といいたいでしょうか、そういう方向がいいのだろうというふうなご意見が多かったのかと思っています。それにつきましても今部長からありましたように、先ほどのホームページではないですけども、かなりこれは私が言うことではなく、ここにお集まりの方々、常に日々ご苦勞なさっているのだと思いますけれども、各種団体さまざまなものというふうになっているか、非常に日進月歩のところもあれば、高齢化社会の中での後継者不足であったりとか、いろいろな形があって、どこのポイントで、どうデータも含めておさめていくのか、そして当然ホームページですと更新というふうな非常に担い手の厳しさもありますし、それらも含めて全体的な協力していかなければいけないかと思っていますので、今後またきょうご意見伺うことできなかった方々につきまして個別にまたご意見等をいただいたり、あるいは次の施策、後でご報告あると思いますけれども、次の会までにまた今のようなご意見を含めながら進めていただければと思っています。

はい。

○坂田裕一委員 先ほど言い忘れたのですが、私は前期からの委員なのでですけども、前期に文学という岩手の最大の啄木、賢治から始まる岩手最大の文化芸術の財産がこれに入っていないという議論があったのですけれども、また入っていないのですけれども、これももう一度、ちょっとこれは山本さんたちからご発言されるべきことかもしれませんが。

○佐々木民夫会長 私もちよっと見ていまして、それでそういう観点もありますし、今回の多分一番最後には方向性として大きなものでしょうから、きょうお集まりの方々、私たちの関係するところがちょっと抜けているのではないかという個別なこともあろうかと思っています。全部網羅しているわけではないでしょうから、そういうのには少しきめ細かく見ていただいて、次のステップへというふうなことだと思っていますので、ご了解いただきたいと思っています。

最後にきょう坂田委員のほうからでしょうか、提言書（～いわて文化支援ネットワークの活動から「文化復興による10年計画を考えよう」）というのがわざわざ出ておりますの

で、坂田委員からこの提言書のことについて、どんな趣旨なのか手短にご説明願います。

○坂田裕一委員 ありがとうございます。これは2部構成になっていまして、1部から3部までは、どちらかという私たちの文化支援活動と沿岸被災地からのご意見をまとめたものです。4部がこれからの課題に当たっての考え方を示したもので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それから、本年度は復興の担い手強化事業の採択を受けて、今までは感覚的なところで書いているところもありますので、きちんとアンケート調査をしようというふうに思っています。それと同時に、沿岸地区での文化芸術のネットワークを形成したいと。ただ、沿岸はすごく広いので、3つぐらいに分けないと無理かなというふうに思っておりますので、これは担当課さんと一緒に進めていきたいなと思っております。

以上です。

○佐々木民夫会長 読ませていただきたいと思います。時間だからとめてしまって、後でおしかり受けるかもしれませんが、ぜひ委員の方々にこれだけはここで言っておきたいという方、おられませんか。

では、先生お願いします。

○山本昭彦委員 今坂田さんがわざわざ文学のことを言ってくださったので、それはもちろんなのですが、今回は東日本大震災が本当に大きなことですので、それ以上に持続、継続ということを考えて、それから市町村の博物館が流されてしまった、あるいは文化財の保護が十分でないというときに、県のほうでそれ全体を見てくださらないと、市町村だけではどうしても手が回らないところが出てくると思います。そういうことを指針に入れたほうが市町村も動きやすくなるのかなと、そういうことが本当に必要なのではないかなと思って、きょう初めてですけれども、伺っていました。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。多分震災からの復興、冒頭知事が述べたように震災復興と文化芸術というのは、知事はよく言いますが、ハード面とソフトパワーみたいなもの、相乗効果ということで極めて震災復興における文化芸術活動の大きさというのはもう認識を改めてしているところですので、当然のことながら県のほうでもこの中にまだまだ3年少しですので、これから5年間のところにどう織り込んでいくかということもこれから皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、審議事項、きょうで終わるわけではなくて、これからのことでございますの

で、議事の（２）につきましては以上、貴重なご意見いただきましてありがとうございます。また全員の方のご意見を求めなくて大変失礼いたしましたけれども、先ほど言ったように、繰り返しになりますが、個別にまた県当局あるいはもし私でも結構ですけれども、お寄せいただければ、また次のことで考えていきたいと思っております。

以上で議事は終わりますので、あとは事務局のほうにお返しいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。先ほどいろいろご意見いただきましたけれども、今までは県の政策というのは教育委員会も知事部局もですけれども、後継者の育成ですとか、それから発表の場の創出とか、それからネットワークの形成あるいは情報発信といった形でやってきたわけですけれども、いろいろお話ししている中で、例えば文学の話とかということが出ましたけれども、県でやっている文化芸術がこの指針の中では芸術芸能とか伝統文化、それから生活文化の中で、この３つを対象でやってきたのですけれども、それが指針の中に行くと「育む」とか「つなぐ」とか「彩る」とかというところに縦串が横串になったりしてちょっとわかりにくいところがあるというところはご指摘のとおりだというふうに思いますので、次回以降、県でも、池田委員からお話もあったように新しい柱を立てるのか、あるいは違う形にするのか、ちょっと検討させていただいて、次回以降お示ししたいということにしたいと思っております。いろいろありがとうございました。

7 その他

○千葉NPO・文化国際課長 それから、次に7のその他ということでございまして、資料3をちょっとごらんいただきたいと思っております。岩手県文化芸術創造アドバイザーの設置についてということでございます。県における文化芸術のさらなる振興、それから本県の各分野における専門家との継続的なつながり、協力体制の構築ということを目的といたしまして、県では、3に書いてございますけれども、赤坂先生と大友先生とお二人の方、これは審議会のこの前の任期の委員でいらっしゃったわけでございますけれども、このお二方にアドバイザーの委嘱をしたということでのご報告でございます。このお二方には、県の文化芸術振興に関するさまざまな助言をいただきたいというふうに考えております。以上、ご報告でございます。

こういったことで、県ではアドバイザーを設置したいというふうに考えてございますけ

れども、何かこの件についてご質問とかございますでしょうか。岩手県にお住まいの方でもないということがございますので、県のほうからお伺いするとか、あるいは来ていただいたときにいろいろご意見をいただくとか、さまざま助言をいただきたいということがございますので、ご披露申し上げます。

それでは、委員の皆様からほかに特になければ、これで審議会を終了ということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、次回の審議会でございますけれども、夏ごろ、7月になりますか、8月になりますか、日程調整をさせていただいた上で、開催日を決定させていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

8 閉 会

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、本日の審議会はこれをもって閉会といたします。本日はありがとうございました。